



(10) パンフレットやホームページ等による危険箇所の情報提供（ソフト対策）

- 走行時の安全性の向上を図るため、パンフレットやホームページ等による危険箇所の位置や注意すべき点等の情報を提供する。

(11) 自転車の交通事故防止に向けた啓発（県警ホームページの周知など）（ソフト対策）

- 自転車の通行ルールをより多くの利用者に理解してもらうため、県警ホームページ等で自転車通行ルール等の情報を提供する。

The screenshot shows the Yamanashi Police website's bicycle safety page. The header includes the Yamanashi Police logo and navigation menus for 'Home', 'Organization', 'Traffic Safety', 'Living安心情報', 'Consultation', 'Application/Procedure', 'Statistics', and 'Adoption Case'. A search bar is also present. The main content area is titled 'Bicycle Traffic Accident Prevention' and includes sections for 'Promotion of Safe Bicycle Use', 'Five Principles of Safe Bicycle Use (as of July 10, 2019)', 'Main Rules Regarding Bicycle Travel Methods', and 'Bicycle Driver Training'. The 'Five Principles' section lists: 1. Bicycles are the principle, sidewalks are exceptions; 2. Bicycles travel on the left side of the road; 3. Sidewalks are for pedestrians first, bicycles are for the road; 4. Follow safety rules (no drinking and driving, no two-person riding, no lane changes at night, obey signals and stop at intersections, wear seatbelts); 5. Children must wear helmets. The 'Main Rules' section details road travel principles, sidewalk travel methods, bicycle lane travel methods, and intersection travel methods.

【出典：山梨県警察 ホームページ】

図- 4.23 山梨県警のホームページによる自転車交通安全の啓発事例



(12) パンフレット等に多言語に対応した自転車通行ルールの記載（ソフト対策）

- 外国人観光客に日本の自転車通行ルールを理解してもらうため、多言語に対応した自転車通行ルールを記載したパンフレットを作成し、観光案内所やレンタサイクルスポット等の施設で配布する。

自行车安全利用5则

为了您的旅途快乐, 请遵守日本的交通法规。

- 原则上自行车要在车道上行使。不得在人行道上行使, 特殊情况除外。
- 靠车道左侧通行。
- 人行道上的行人优先, 靠车道慢行。
- 遵守安全法规
 - 严禁饮酒驾车、二人同乘或并进
 - 夜间要点灯
 - 遵守交叉路口的信号灯
- 儿童要佩戴安全帽

行车线的位置

4-A
在人行道上, 自行车道一侧靠左侧行使

■安全的骑自行车旅行建议
留意机动车和行人, 快乐结束骑自行车之旅。从各座桥下到一般公路上的下坡的坡度较大, 请注意速度不要过快。新尾道大桥不能通行。请乘坐渡船。

■发生了事故时
110 (警察)
119 (救护车)
免费拨打。
(请尽量拜托日本人联络)

出租自行车的游客遭遇事故或故障时, 请联络出租站。但是, 出租站营业时间以外的时间段不提供服务。
※使用申请书的背面注明了联络方式。

*Contact information is listed on the back of the user application form.

렌탈 사이클을 이용하는 분들 중 사고나 고장이 발생한 경우는 데이 터미널에 연락하여 주십시오. 단 터미널 영업시간 외에는 대응할 수 없습니다. ※사용신청서의 뒷면에 연락처가 기재되어 있습니다.

周囲に知らせることにもつながります。

【出典：SHIMAP しまなみ海道観光マップ ホームページ ※瀬戸内しまなみ海道振興協議会提供】

図- 4.24 しまなみ海道のパンフレットによる多言語対応した自転車通行ルールの記載事例



4.2 案内誘導の充実

本節では、富士北麓地域の自転車観光による案内誘導を充実させるため、基本的な対応方針や具体的な対策メニューの項目及び内容を提示する。さらに、案内誘導法定外標識の設置など統一の整備基準を設ける必要のある対策は、具体的な実施方針及び整備方法を策定した。

4.2.1 案内誘導の充実に向けた基本的な考え方

- 当地域を初めて来訪する利用者も迷わず安全で快適にサイクリングコースを周遊できる環境を創出する。
- 外国人観光客等、地理・交通ルール・言語等の不案内者に留意した整備を行う。

4.2.2 案内誘導の充実に向けた対策メニュー

- 案内誘導の充実に向けた基本的な考え方にに基づき、下記の対策メニューを提示する。

表- 4.6 対策メニュー

目指すべき目標(案)	対応方針	対策メニュー(案)	
案内誘導の充実 (分かりやすい周遊案内 環境の実現)	迷わず周遊可能な環境の創出 (手ぶらで目的地まで走行)	ハード	自転車用の案内誘導法定外標識の設置
		ソフト	富士五湖サイクリングガイドの更新や新たなサイクリングマップ、パンフレットの発行
			案内誘導アプリケーションの開発



(1) 自転車用の案内誘導法定外標識の設置

a) 案内誘導法定外標識の整備方針

- サイクリングコースを分かりやすく案内するため、コース上から別のコースに分岐する箇所やコース上の迷い易い箇所に案内誘導法定外標識を設置する。

b) 設置箇所

- 案内誘導法定外標識は、コース上から別のコースに分岐する箇所やコース上の迷い易い箇所でサイクリングコースを案内する標識がないため、正確な進行方向の把握が困難な箇所等に設置する。



図- 4.25 迷い易い箇所の例



c) 仕様

ア) 使用する色

- 当該地域は、富士箱根伊豆国立公園内に位置しているため、自然公園法や山梨県及び関係市町村の景観条例を遵守しなければならない。よって、注意喚起法定外標識については対車両用として反射シート(広角プリズム型等)の使用を基本とするが、当該地域の法定外標識で採用されている濃い茶色に配慮し、地色にはこげ茶系のものを選定する。標識柱・標識板裏については山梨県 土木工事設計マニュアル道路編 I に基づき、ダークブラウン(こげ茶色)を基本色 [10YR2/1 程度] とする。

■ 当地域の既存の法定外標識

法定外標識	
市町村名	
観光スポットの案内看板	
案内柱	
案内図	

■ 使用する色 (参考)

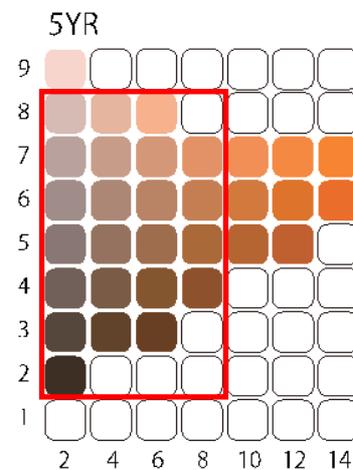


図- 4.26 使用する色

イ) サイズ

- 案内誘導法定外標識は、歩道の路上施設帯の幅 (50cm) の中に納まるように、照明柱等のポール程度の横幅 15cm とする。
- 自転車利用者走行時に目線の高さは約 150cm であるため、案内誘導法定外標の高さは、自転車利用者に視認しやすくするよう、150cm とする。



ウ) 記載内容

- 案内誘導法定外標識に記載する内容は以下に示す。

① 自転車ピクトグラム

- 設置した案内誘導法定外標識は、サイクリングコースを案内していることを明示するため、自転車ピクトグラムを使用する。
- また、「自転車専用通行帯の指定や矢羽根等を用いた自転車走行位置の明示」で採用する青色（P28 参照）と統一性を図るため、標識の一部に青色をイメージカラーとして取り入れる。
- 自転車ピクトグラムは、当地域の自転車利用者をイメージし、前傾姿勢の図柄とする。

■当地域の利用者をイメージしたピクトグラム



図- 4.27 自転車ピクトグラム

② コース名（コース番号）

- 進行しているコースを明示するため、コース名（コース番号）を表記する。

③ 分岐点名（交差点名）（英語併記）

- 所在する分岐点名あるいは交差点名を明示する。なお、外国人観光客に配慮し、英語を併記する。

④ 方向（矢印）

- 各分岐コースの進行方向を明示する。

⑤ 主要地点の名称（英語併記）

- 次の主要地点の名称を明示する。なお、外国人観光客に配慮し、英語を併記する。

⑥ 主要地点までの距離

- 次の主要地点までの距離を明示する。



エ) デザイン

- 上記の使用する色、サイズ、記載内容に基づき、案内誘導法定外標識のデザインを下図に示す。

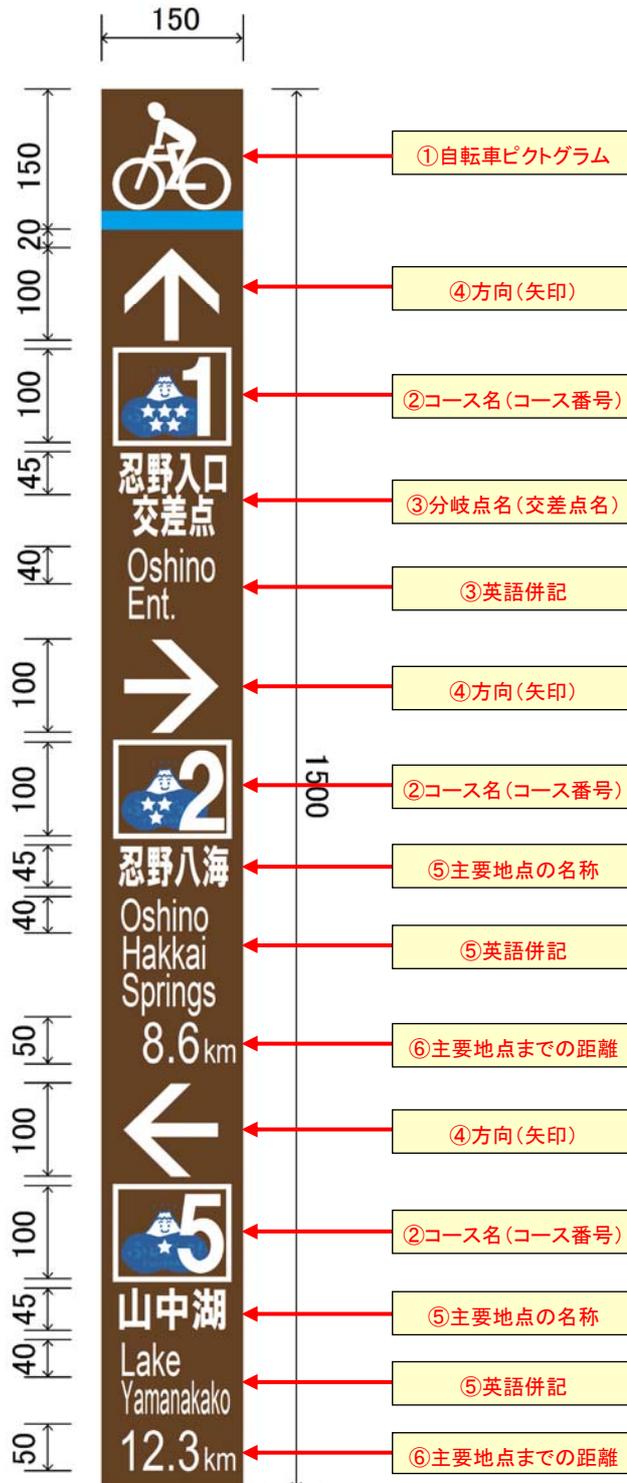


図- 4.28 標識のデザイン



オ) 設置方法

- 案内誘導法定外標識は、分岐後の進行コースを再確認することができるよう、交差点手前と分岐後2箇所に設置することを標準とする。

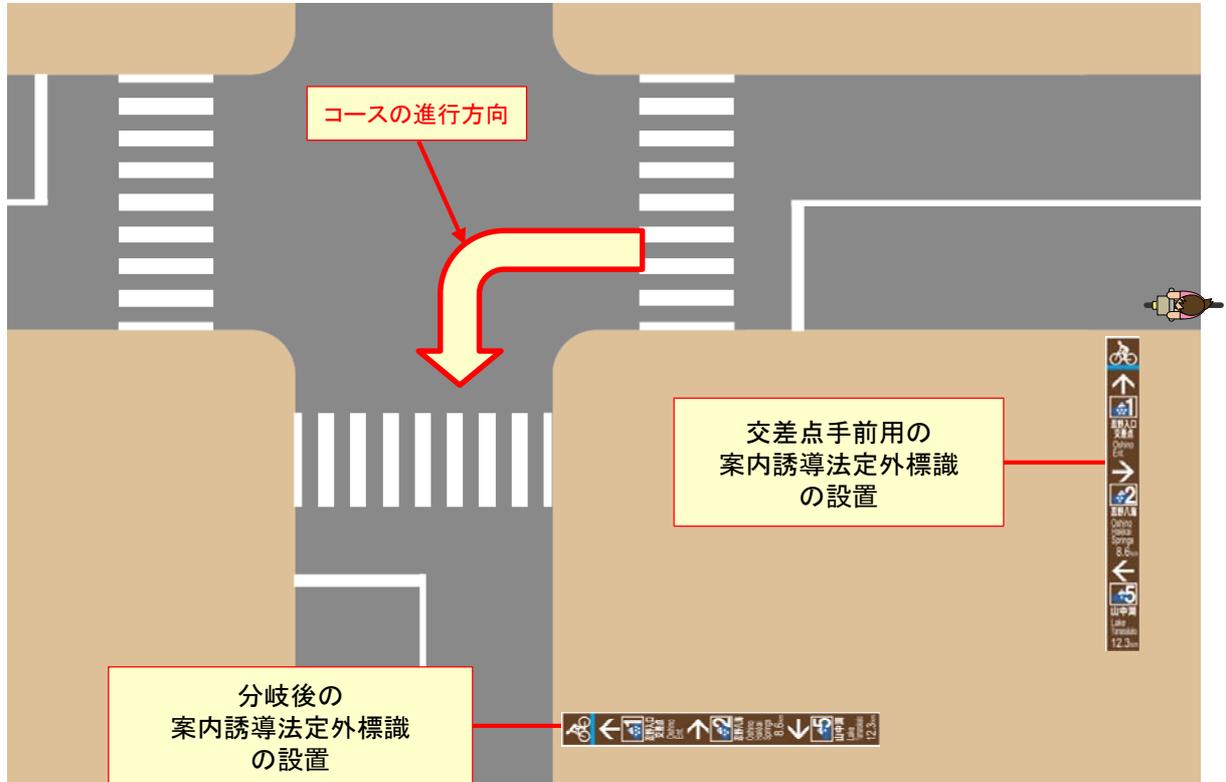


図- 4.29 案内誘導法定外標識の設置イメージ



d) 案内誘導法定外標識の設置位置

- 案内誘導法定外標識は、法定内の案内誘導標識の105系統の設置基準を参考とする。案内誘導法定外標識はコース別の分岐点（交差点）及び迷いやすい箇所の手前30m以内の視認しやすい位置に設置することが望ましい。

(2) 交差点の案内

1) 交差道路の方面、方向及び距離を案内する必要がある交差点には、「方面、方向及び距離（105-A B C）」又は「方面及び方向（108の2-A B）」を交差点の手前150m以内（105-A B Cは30m以内）の地点における左側の路端、中道の上方、中央分離帯若しくは交通島又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して、交差道路の方面、方向又は距離を案内するものとする。

また、交差道路に案内すべき経路路線番号がある場合には、当該経路路線番号も表示するものとする。

2) 交差道路の方面、方向又は経路する道路の通称名を案内する必要がある交差点には「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」を交差点の手前150m以内の地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯若しくは交通島、又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して、交差道路の方面、方向又は経路する道路の通称名を案内するものとする。

ただし、通称名のある交差道路が一般国道である場合には「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」にかえて、当該一般国道の国道番号を表示した「方面及び方向（108の2-A）」を原則として設置するものとする。

3) 上記いずれの場合も必要に応じて高速道路等の通称名を方面として案内するものとする。

4) 工事等のため、まわり道を示す必要がある交差点には、「まわり道（120-A B）」

設置位置
の基準

【出典：道路標識設置基準】

図- 4.30 自動車用の案内誘導標識の設置基準（参考）

	使用区分	長所
	2車線以下の道路（108系統記載の道路除く）の交差点。	標識板を有効に利用して、方面、方向および距離を案内できる。

【出典：国土交通省 ホームページ】

図- 4.31 案内誘導標識の105系統（参考）



e) 案内誘導法定外標識と注意喚起法定外標識を同時設置する場合の留意点

- 案内誘導法定外標識と注意喚起法定外標識を同時に設置する必要がある場合、安全性を優先し注意喚起法定外標識を手前に設置する。
- また、両方の内容を視認できる間隔、かつ安全に停止できる距離を考慮し、設置することが望ましい。
- 従って、自転車用の注意喚起法定外標識は交差点手前 30m に設置する。
- 案内誘導法定外標識は交差点手前の 30m 以内の視認しやすい位置に設置することで、両方の標識の視認を確保する。
- なお、実際の設置にあたっては、現地の道路形状、交通状況等を考慮し、設置位置を調整する。

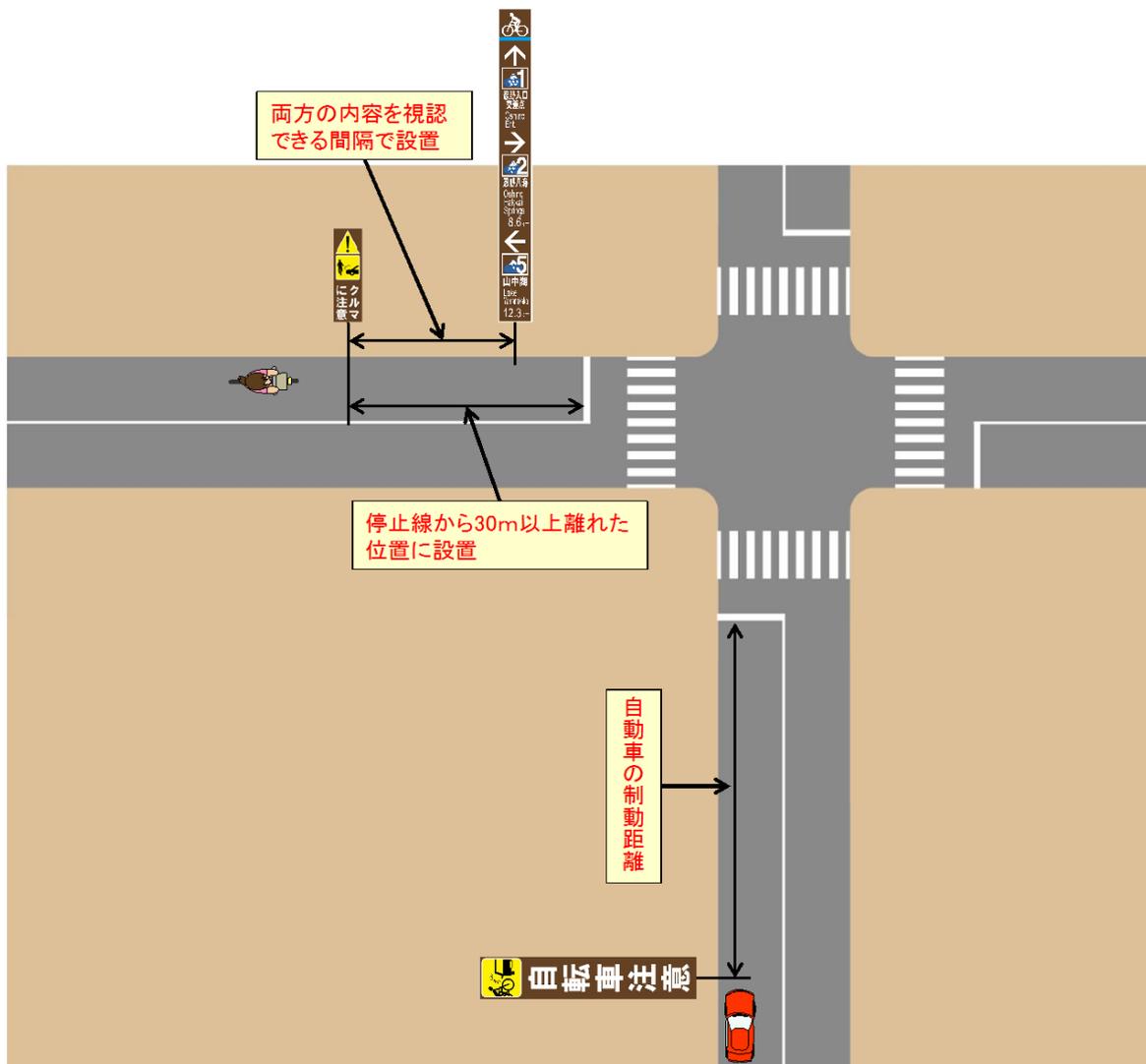


図- 4.32 同時設置する際の設置イメージ



f) 設置形態

- 自転車利用者が自転車に対する標識であることを認識しやすいよう、案内誘導法定外標識の形状は、極力パネル型に統一する。ただし、狭幅員歩道など設置箇所の空間的制限によりパネル型の設置が困難な場合には、ボラード型を採用する。なお、ボラード型を設置する場合、歩行者の安全性を考慮し、ラバータイプを採用する。標識板サイズについてはそれに適合した仕様とする。
- 案内誘導法定外標識は、既存の道路付属物への添架による設置を基本とする。やむを得ない場合は、通常的基础式を設置する。なお、設置形態は、次頁に示した表を基準とし、沿道からの道路利用や道路管理上の支障とならないよう、個々設置箇所の状況を踏まえ決定する。



表- 4.7 案内誘導標識の設置形態

設置分類		設置形態	形状	設置イメージ
パネル型	サイクリングコースの案内におけるシンボル性を持たせるため、注意喚起法定外標識と同じく、パネル型を基本タイプとする。	<p>【歩道および路側帯への設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車道側建築限界を侵さず設置が可能 ● 歩道の有効幅員※を侵さず設置が可能 <p>※2m 以上確保可能な場合を標準とする。</p>	添架式(既存柱、柱等)	
		<p>出典：道路構造令の解説と運用 (社団法人 日本道路協会)</p> <p>【形態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● パネルタイプ 	基礎式	
ポラード型	空間の制限によりパネル型の設置が困難な場合に採用する。	<p>【歩道および路側帯への設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記の条件を満たさない場合 	添架式(既存柱、柱等)	
		<p>【形態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ラバータイプ(板・柱とも)安全性を考慮 	基礎式	



- 案内誘導法定外標識の設置高さは、パネル型にする場合、自転車からの視認性を考慮し、標識の上端を1.5mとする。
- ボラード型にする場合、ラバータイプの性質上、寄りかかり等の力に対し、ある程度の剛性を確保するため、標識の上端を1.2m程度とする。
- ボラード型にする場合の表示内容は、標識板のサイズに応じ、方向やコース名等最低限の情報を記載する。

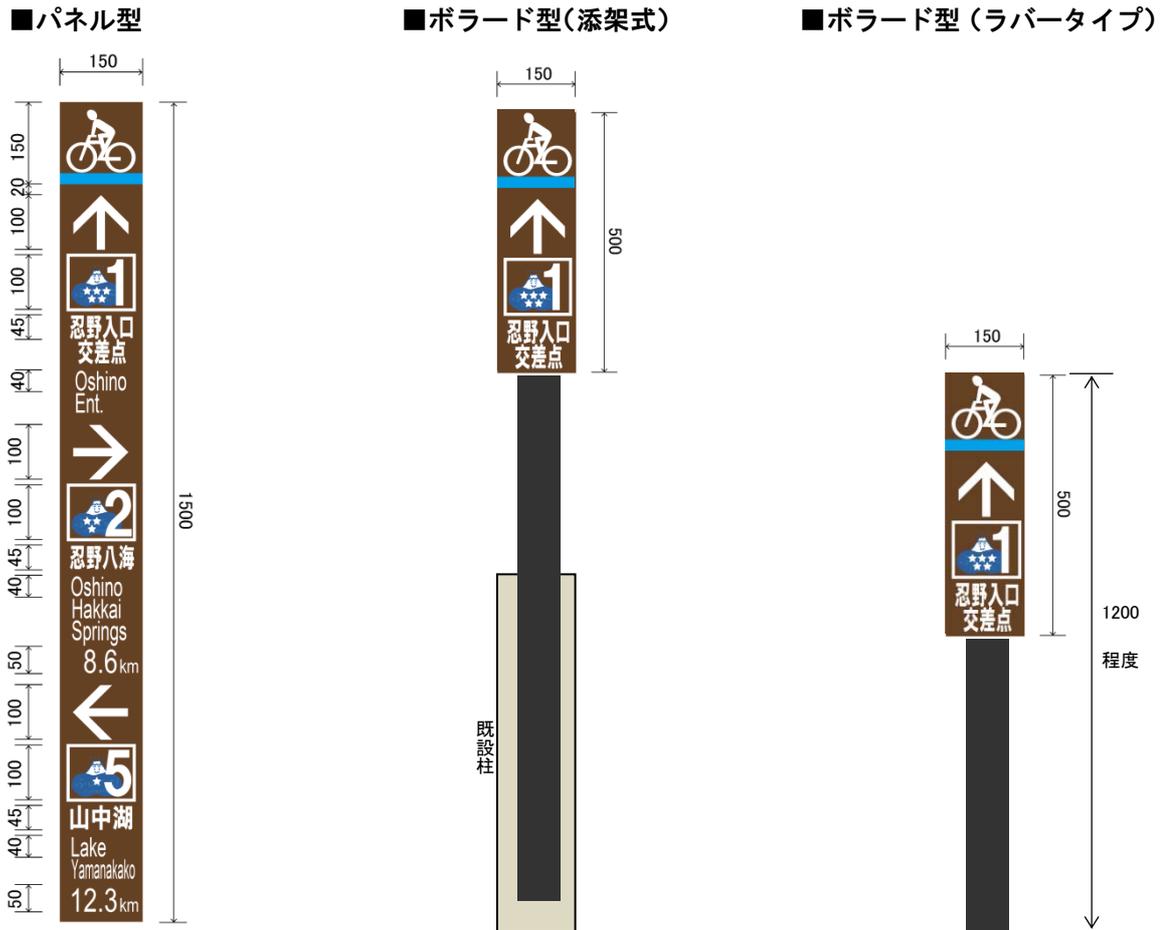


図- 4.33 案内誘導法定外標識の設置高さ